

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	子ども・子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

五泉市は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

新潟県 五泉市長

公表日

令和6年11月6日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法(平成24年8月22日法律第65号)及び児童福祉法(昭和22年12月22日法律第164号)に基づき、子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る支給認定並びに保育園入園児童に係る入園管理、利用者負担金の算定及び徴収を行うとともに、地域子ども・子育て支援事業を実施する。 特定個人情報ファイルを使用する事務は、 ①教育・保育給付に係る支給認定、子育てのための施設等利用給付 ②入園児童に係る入園管理 ③利用者負担額の算定 ④マイナポータルによるサービス検索・電子申請機能での受領 ⑤マイナポータルのお知らせ機能での通知
③システムの名称	・子ども子育て支援システム ・住登外者宛名番号管理 ・統合収納管理 ・統合滞納管理 ・団体内統合宛名システム ・中間サーバ ・電子申請機能(マイナポータル、ぴったりサービス)
2. 特定個人情報ファイル名	
世帯情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」という)第9条第1項 別表の8、94の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 282の項、1617～1679の項(情報照会の根拠) :(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、(事務)に「児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務」が含まれる項(主務省令第2条の表 282の項) :(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、(事務)に「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務」が含まれる項(主務省令第2条の表 1617～1679の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども家庭課
②所属長の役職名	こども家庭課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	五泉市総務課 新潟県五泉市太田1094番地1 TEL:0250-43-3911

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	五泉市こども家庭課 新潟県五泉市太田1094番地1 TEL:0250-43-3911
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない（入手） []接続しない（提供）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」及び「五泉市保有個人情報の取扱いに関する管理規程」、「五泉市 特定個人情報取扱マニュアル」により、人的安全管理措置を講ずるための管理者及び担当者の役割を明確化し、 ・個人番号利用事務に関する届出・申請書等の管理区域内における適正な取扱い ・システムを利用してデータ入力・保存等を行う際のアクセス制御、アクセス者の識別・認証 ・所定の保存期間を経過し、不要となった書類・データ等を速やかに廃棄・削除するなど、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」及び「五泉市保有個人情報の取扱いに関する管理規程」、「五泉市 特定個人情報取扱マニュアル」により、特定個人情報等の適正な取扱いのために次のような技術的安全管理措置及び物理的安全管理措置を含む必要な措置を講じているとともに、万が一、情報漏えい等の事案が発生した場合の対応について職員研修を実施しており、特定個人情報の漏えい・遺失・毀損リスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月10日	I. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	特定個人情報ファイルを使用する事務は、システムの詳細が未確定のため未定。	特定個人情報ファイルを使用する事務は、 ①教育・保育給付に係る支給認定 ②入園児童に係る入園管理 ③利用者負担額の算定	事後	
令和1年6月10日	I. 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	こども課長 佐久間 謙一	こども課長	事後	
令和1年6月10日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	平成27年7月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月10日	II しいき値判断項目 1. 取扱者数	平成27年7月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月10日	IV リスク対策		別紙評価書のとおり	事後	様式改正による追加
令和2年8月7日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年8月7日	II しいき値判断項目 1. 取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年9月30日	I. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	特定個人情報ファイルを使用する事務は、 ①教育・保育給付に係る支給認定 ②入園児童に係る入園管理 ③利用者負担額の算定	特定個人情報ファイルを使用する事務は、 ①教育・保育給付に係る支給認定 ②入園児童に係る入園管理 ③利用者負担額の算定 ④マイナポータルによるサービス検索・電子申請機能での受領 ⑤マイナポータルのお知らせ機能での通知	事前	子育てワンストップサービス本格運用開始のための変更
令和2年9月30日	I. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 子ども・子育て支援システム 2. 中間サーバ 3. 団体内統合宛名システム	1. 子ども・子育て支援システム 2. 中間サーバ 3. 団体内統合宛名システム 4. サービス検索・電子申請機能	事前	子育てワンストップサービス本格運用開始のための変更
令和3年10月1日	I. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の13、116の項	番号法第19条第8号 別表第二の13、116の項	事後	番号利用法改正に伴う号ズレによる変更
令和3年10月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年10月1日	II しいき値判断項目 1. 取扱者数	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和5年2月7日	I. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	子どものための教育・保育給付に係る ①教育・保育給付に係る支給認定	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る ①教育・保育給付に係る支給認定、子育てのための施設等利用給付	事後	根拠法令の一部改正に伴う変更
令和5年2月7日	I. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	「子ども・子育て支援法子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務」	「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務」	事後	根拠法令の一部改正に伴う変更
令和5年2月7日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月1日 時点	令和5年2月1日 時点	事後	
令和5年2月7日	II しいき値判断項目 1. 取扱者数	令和3年4月1日 時点	令和5年2月1日 時点	事後	
令和6年11月6日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 子ども・子育て支援システム 2. 中間サーバ 3. 団体内統合宛名システム 4. サービス検索・電子申請機能	・子ども子育て支援システム ・住登外者宛名番号管理 ・統合収納管理 ・統合滞納管理 ・団体内統合宛名システム ・中間サーバ ・電子申請機能(マイナポータル、びったりサービス)	事後	データ要件・連携要件標準対応による変更
令和6年11月6日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」という)第9条第1項 別表第一の8、94の項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」という)第9条第1項 別表の8、94の項	事後	法令改正に伴う変更
令和6年11月6日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の13、116の項 (別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務」が含まれる項(番号法 別表第二の13の項) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務」が含まれる項(番号法 別表第二の116の項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 282の項、1617～1679の項 (情報照会の根拠) : (情報照会者)が「市町村長」の項のうち、(事務)に「児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務」が含まれる項(主務省令第2条の表 282の項) : (情報照会者)が「市町村長」の項のうち、(事務)に「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務」が含まれる項(主務省令第2条の表 1617～1679の項)	事後	法令改正に伴う変更
令和6年11月6日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ①部署	こども課	こども家庭課	事後	
令和6年11月6日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	こども課長	こども家庭課長	事後	
令和6年11月6日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	五泉市こども課 新潟県五泉市太田1094番地1 TEL:0250-43-3911	五泉市こども家庭課 新潟県五泉市太田1094番地1 TEL:0250-43-3911	事後	
令和6年11月6日	I 関連情報 9 規則第9条第2項の適用		別紙評価書のとおり	事後	様式改正による追加項目
令和6年11月6日	II しいき値判断項目 1 対象人数	令和5年2月1日	令和6年10月1日	事後	時点修正
令和6年11月6日	II しいき値判断項目 2 取扱者数	令和5年2月1日	令和6年10月1日	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月6日	Ⅳリスク対策 8 人手を介在させる作業 11 最も優先度が高いと考えられる対策		別紙評価書のとおり	事後	様式改正による追加項目